

いしかわ UI ターン就業促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、UI ターン就業を促進するため、UI ターン就業活動のために訪問者が来県した場合に、その費用について、予算の範囲内において助成金を当該訪問者に交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）によるほか、この要綱で定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「県内企業」とは、石川県内に事務所又は事業所を有する事業者（個人含む）をいう。
- (2) 「訪問者」とは、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（以下「ILAC」という。）のインカワノオトにあらかじめ利用登録したうえで、県内企業への UI ターン就業活動のため来県する石川県外の居住者をいう。ただし、原則、大学・大学院等に在学する学生は除く。
- (3) 「UI ターン就業活動」とは、県内企業が県内で実施する仕事体験や会社説明、職場見学、社員との交流会、人事担当者等との面談や面接など（関係人口に寄与する、副業としての県内企業への訪問を除く）、又は機構が指定する UI ターン就業関連イベントへの参加をいう。
- (4) 「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、訪問者及びその同行者とする。ただし、訪問者については、次の各号のいずれかに該当するものは助成対象外とする。また、同行者については、(3)号もしくは(4)号に該当するものは助成対象外とする。

- (1) 事業実施年度の4月1日において18歳未満の者
 - (2) 事業実施年度の4月1日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に在学する者（社会人学生を除く）
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に關与する者
 - (4) 石川県人材確保・定住推進機構運営委員長（以下、「委員長」という。）が助成対象として不適当であると認める者
- 2 助成対象となる同行者は、訪問者と同一世帯の者であること。
 - 3 本助成金を利用できる回数は、助成対象の1世帯につき年度内2回までとする。

(助成対象活動および対象経費)

第4条 対象活動は、来県日前日までに訪問者が ILAC に連絡の上で実施される、以下のいずれかの活動とする。

(1) 県内企業への UI ターン就業活動

(2) 機構が指定する UI ターン就業関連イベントへの参加

(3) その他、委員長が必要と認める活動

2 対象経費は、別表1に掲げるとおりとし、訪問先、国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金等の交付を受けていないことを要件とする。

3 訪問者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への UI ターン就業活動は対象外とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象経費の実費額とする。ただし、助成上限額は、1世帯あたり5万円とし、各経費に係る助成上限額は別表2に掲げるとおりとする。

2 前条に係る助成金額は、予算の範囲内において決定するものとする。

3 助成金額に百円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、委員長が別に定める期間を除き、滞在終了日が事業実施年度の3月末日までとなる期間とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問した月の翌々月末、又は事業実施年度末のいずれか早い日までに、以下の書類を機構に提出しなければならない。

(1) 助成金交付申請書（兼実績報告書・請求書）（様式第1号）

(2) 訪問者及び同行者の居住地を証する書類（運転免許証、健康保険証、住民票の写し等〔ただし、個人番号（マイナンバー）が記載されている書類を提出する場合は、個人番号（マイナンバー）にマスキングを施してから提出すること。〕）

(3) 助成対象となる経費の支出を証する書類（領収書、使用済み乗車券等）

(4) 振込先口座が分かる書類（通帳の写し等）

(5) その他、委員長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び額の確定)

第8条 委員長は、前条の助成金交付申請書（兼実績報告書・請求書）（様式第1号）を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 委員長は、次の各号に該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)助成金の申請者が、法令、本要綱又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合

(2)助成金の申請者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(3)助成金の交付決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(助成金の返還)

第10条 委員長は、助成金の交付を受けた者に対し、前条により交付決定を取り消した場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別添

1 対象経費（別表1）

対象経費	手段	助成対象経費
交通費	公共交通機関 (飛行機、鉄道(JR, 私鉄等)、バス、フェリーのいずれか。タクシーは除く。)	実質負担額
	自家用車	高速道路利用料実費 ガソリン代相当額
	レンタカー (カーシェア等を含む)	高速道路利用料実費 レンタカー賃借料実費 ガソリン代実費額
宿泊費	石川県内の宿泊施設 (旅館、ホテル、簡易宿所など。ただし、食事代やルームサービスに要した経費は原則、対象外)	

※交通費は、国内移動に要する経費のみを助成対象とする。

※ガソリン代相当額は、最も合理的なルートで距離計算を行い、1 kmあたり 28 円で算出する。

2 助成上限額（別表2）

対象経費	助成上限額（1人あたり）		居住地
	大人 (中学生以上)	子ども (小学生以下)	
交通費	2,000 円	1,000 円	富山県
	3,000 円	1,500 円	福井県
	7,000 円	3,500 円	岐阜県、滋賀県、京都府
	8,000 円	4,000 円	愛知県、長野県、奈良県
	9,000 円	4,500 円	大阪府、兵庫県
	10,000 円	5,000 円	三重県
	11,000 円	5,500 円	群馬県、新潟県、和歌山県
	13,000 円	6,500 円	埼玉県、山梨県、静岡県
	14,000 円	7,000 円	千葉県、東京都、神奈川県、 岡
	16,000 円	8,000 円	茨城県、栃木県、鳥取県、 香川県
	18,000 円	9,000 円	広島県

	19,000 円	9,500 円	徳島県
	20,000 円	10,000 円	上記以外の道県など
宿泊費	5,000 円	2,500 円	全国共通（1泊限り）

※のと里山空港発着の飛行機を利用する場合は、5,000 円（子どもは 2,500 円）を加算した額を助成上限額とする。

※宿泊費は、石川県内の宿泊施設に宿泊する場合に限る。